

## 第 21 期第 10 回北海道内水面漁場管理委員会議事録

### 1 開催日時

令和 5 年 1 月 16 日（月曜日）15 時 00 分

### 2 開催場所

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 第 2 水産ビル 8 階 8BC 会議室

### 3 出席委員

会長 野川秀樹 副会長 福土國治 委員 鈴木和博 委員 中野信之  
委員 小川勝士 委員 佐々木昇 委員 毛利元紀 委員 大井 昇  
委員 牧野良彦 委員 山口俊介 委員 木村直哉 委員 杉若圭一  
委員 齋藤裕美 委員 清水宗敬 委員 井尻成保 委員 古谷直樹  
委員 松田有宏

（出席 17 名）

### 4 議事録署名委員

山口俊介及び齋藤裕美

### 5 事務局

事務局長 柳原雄三

### 6 臨席者

水産林務部水産局漁業管理課	サケマス内水面担当課長	松村 悟
	課長補佐（遊漁内水面）	岡村淳一
	主査（内水面）	小川春人
	遊漁内水面係 主事	佐藤往志
地方独立行政法人北海道立総合研究機構さけます・内水面水産試験場		
	内水面資源部長	楠田 聡
	研究主幹	安藤大成

### 7 議題

- (1) 協議事項 第 8 次内水面共同漁業権漁場計画素案について
- (2) 報告事項 共同漁業権及び区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告について

## 8 議事内容

(事務局)

それでは、ただ今から第21期第10回北海道内水面漁場管理委員会を開催いたします。開会にあたりまして野川会長からご挨拶申し上げます。

〔会長挨拶〕

(野川会長)

委員会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。委員の皆様には、1月早々、また、雪の降る中、委員会にご出席を頂きありがとうございます。また、公務ご多忙の中、北海道水産林務部及び関係機関の皆様には、委員会に臨席を頂きまして、お礼申し上げます。委員会の審議につきまして、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

本日は今年最初の委員会でございます。委員の皆様には漁業権の一斉切替に向けて、10年に一回の一斉切替ということがございますけれども、夏場まで、ほぼ毎月のように委員会を開催して、必要な審議をお願いすることになろうかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

また、新型コロナの新たな変異株が見つかるなど、なかなかコロナが収束しない状況になっておりますが、引き続き、マスクの着用などをお願いしながら、できるだけ対面での委員会を開催していきたいと考えておりますので、この点につきましても、ご協力をお願い申し上げます。

本日の委員会は、第8次内水面共同漁業権に係る漁場計画の素案について、ご審議を頂くこととしております。委員の皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願い致します。

(事務局)

次に、ご臨席を頂いております松村サケマス・内水面担当課長からご挨拶を頂きます。

〔来賓挨拶〕

(北海道 松村サケマス・内水面担当課長)

今年もどうぞよろしくお願い致します。担当課長の松村でございます。日頃より、会長はじめ委員の皆様方におかれましては、水産行政の推進にあたりまして、ご理解と、ご協力を頂いていることに対し、この場をお借りしてお礼申し上げます。また、本日は委員会に先立ちまして、小委員会が開催されており、小委員会委員の皆様方には引き続き、長時間になっておりますけれども、よろしくお願い致します。

先ほど会長の方からもご案内ありましたように、今年、漁業権切替の年ということで、

今日も素案の審議を頂くこととなっております。資料も多く、盛りだくさんな内容となっておりますが、よろしくご審議のほどお願い致します。

今年1年、切替に向けて作業が本格化して参りますので、私どもも、今回、漁業法が変わって初の切替ということもありますので、皆さんといろいろ勉強しながら、意見交換しながら、進めていくのが大事と考えておりますので、その点につきましても、よろしくお願ひしたいと思います。簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひ致します。

(事務局)

松村課長ありがとうございました。この後の議事進行は野川会長にお願ひ致します。

〔議事〕

(野川会長)

それでは最初に出席委員の人数を報告致します。本日は委員定数18名中17名の委員が出席しておりますので、委員会が成立していることを報告させていただきます。次に、議事録署名委員を私から指名させていただきます。本日は山口委員と齋藤委員にお願ひ致します。よろしくお願ひ致します。

それでは、早速審議の方に入っていきたいと思ひます。協議事項「第8次内水面共同漁業権漁場計画素案について」でございます。本日のこの協議では、これからご説明申し上げます素案について、ご意見をお聞きするとともに頂いた意見を踏まえて、2月に開催を予定しております委員会において漁場計画の最終案をお示しすることになっているところでございます。そういうことで、素案について、本日、皆さんのご意見をお伺いすることとでございます。よろしくお願ひしたいと思います。それでは、漁業管理課から素案の内容についてご説明を申し上げます。

〔漁業管理課説明〕

(漁業管理課 小川主査)

協議事項であります、第8次内水面共同漁業権漁場計画素案について、委員の皆様にご説明いたします。今次切替については漁業法改正後における漁業権漁場計画策定の要件として、適切かつ有効に活用されている漁業権があるときは、おおむね等しい漁業権を設定しなければならないこととされるとともに、免許時において適切かつ有効に活用した漁業権者を優先的に免許することとされております。

また、次期漁場計画の策定に当たっては、各漁業権者様のご協力を頂き、漁業権の活用状況などについて、資料作成や現地調査などをこれまで行って参りました。このことから漁場計画を立てるに先立ちまして、現漁業権であります第7次共同漁業権及び第14次区画漁業権における各漁業権の活用状況及び各漁業権者の意向などについてご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。第7次共同漁業権について、提出資料や現地調査などを踏まえ、活用状況及び漁業権者の意向をまとめたものです。活用漁業権の適否については、漁業権番号及び一種又は五種の漁業種類毎に判断することとなっており、第一種については、漁業生産及び漁場の管理、第五種については、これに加え義務である増殖について適切かつ有効に活用されているか否かの判断を行い、非活用と判断されるものがある場合は、その漁業権は非活用漁業権となり、次期漁場計画を設定しないこととなります。

その結果、非活用と判断し次期漁場計画を設定しない漁場は、1ページ目の一番下にあります日高管内の第2号第五種、次に4ページ目の中段にありますオホーツク管内の第7号第五種及び第8号第五種の3漁業権となり、これらについては該当漁業権者からも今後の活用計画が無く廃止が要望されております。

次に、次期漁場計画において漁場としては活用漁業権と判断し設定しますが、漁業の名称として設定しない漁業権は、2ページ目釧路管内の第6号及び第7号におけるちか漁業、第9号におけるまりも漁業及びはぜ漁業、3ページ目の第10号におけるはぜ漁業、根室管内の第3号、第4号及び第5号におけるちか漁業、次に4ページ目に移りまして、オホーツク管内の第1号におけるおごり漁業の8漁業権、9漁業において非活用となっており、該当漁業権者からも今後の活用計画が無く廃止が要望されております。その他の漁業権につきましては、活用漁業権と全て判断され、次期漁場計画を設定することとしております。

また、漁業生産について実績が無いものの、漁業権者の責めによらない合理的な理由がある場合と判断し、活用漁業権と扱うものについては漁業生産の欄に合理的理由と記載しているものであり、その理由の概要を備考欄に記載しておりますので、お目通し願います。なお、4ページ目、オホーツク管内の第9号における紋別漁協のわかさぎ及びえび漁業につきましては、漁業生産について事前配布資料では合理的理由と記載しておりますが、生産実績の報告がありましたので、○印に修正し備考欄の理由についても削除しております。

次に資料2をご覧ください。第14次区画漁業権について、活用状況及び漁業権者の意向をまとめたものです。区画漁業権について、非活用となり次期漁場計画を策定しない漁業権は、石狩管内の第1号、胆振管内の第1号、日高管内の第1号、十勝管内の第1号及び第3号、オホーツク管内の第1号、空知管内の第1号、上川管内の第1号の8漁業権となり、該当漁業権者からも今後の活用計画が無い旨の資料が提出されております。

次に次期漁場計画は策定しますが、漁業の名称として設定しない漁業権は、胆振管内の2号におけるこい漁業において非活用となっており、該当漁業権者からも今後の活用計画が無く廃止が要望されております。その他の漁業権については、活用漁業権と判断され、次期漁場計画を設定することとしております。

次に資料3をご覧ください。漁場計画策定にあたっては、各漁業権者さんの協力を得て振興局を通じ、調査にあたっての資料を作成頂き、提出頂いたところですが、これに加え漁業管理課及び現地振興局により活用状況などについて事前調査、現地調査を実施した

漁業権を一覧としてまとめたものです。これについては主に、内水面漁協や個別の区画漁業権を受有する漁業権者さんを中心に現地調査を実施しております。調査件数は合わせて27件となっております。

次に資料4-1をご覧ください。次期であります第8次共同の北海道における内水面漁場計画素案に係る要望のあらましについて説明致します。あらましとともに、資料1、資料2及び資料5により、新規や変更、廃止などについてご説明させていただきます。

新規の漁業権設定については、倶多楽湖において、いぶり中央漁協より要望されているもので、資料2を併せてご覧ください。これは現有漁業権を区画漁業権、養殖で取得し、漁協の個別漁業としてひめます養殖を行っているものについて、区画漁業権を廃止し、新たに共同漁業権を取得し、団体漁業権として組合員に行使しようとするものであり、漁業権区域及び漁業権魚種については、これまで同様の設定を要望しているものであり、次期漁場計画については、資料4-2の2ページ目、区分12となりますが、漁場の位置は白老郡白老町、漁場の区域は倶多楽湖、漁業の名称はひめます漁業としており、現在受有している区画漁業権と同様の内容となっております。

再度、あらましと資料1をご覧ください。次に廃止する漁業権については、先ほど、活用状況及び漁業権者の意向でご説明したとおり、資料1ページ目の一番下にあります日高管内の2号第五種、次に4ページ目の中段にありますオホーツク管内の第7号第五種及び第8号第五種の3漁業権を廃止することとしております。

次に、これまでの内容を変更して設定する漁業権について説明します。これについても、先ほど、活用状況及び漁業権者の意向でご説明したとおり、漁業の名称として設定しない漁業権は、2ページ目の釧路管内の第6号及び第7号におけるちか漁業、第9号におけるまりも漁業及びはぜ漁業、3ページ目の第10号におけるはぜ漁業、根室管内の第3号、第4号及び第5号におけるちか漁業、4ページ目のオホーツク管内の第1号におけるおごり漁業、以上の8漁業権、9漁業を設定しないこととしております。

変更内容の一番下、上川管内になりますが、流入河川2河川を区域に追加する要望が朱鞠内漁協から上がっています。要望内容は、これまで流入河川は3河川において漁業権設定していたものに、ウツナイ川及びモシリウンナイ川の2河川を区域として追加する要望であり、追加する流入河川については、これまで漁協において稚魚や卵放流、河川環境改善などを実施してきたことにより資源が増加していることなどなら漁業権区域として利用を図ろうとするものであります。

資料5-1は先ほどの漁協からの要望書となっております。資料5-2については、既存の3河川に追加する2河川を加えた区域図となっております。資料5-3につきましては、区域拡大に係る現地調整として関係者の公開の意見聴取を開催し、特に意見は無かったとの結果となっておりますので、後ほどお目通し願います。

次に資料4-2をご覧ください。これまで説明しました、新規、変更などを反映し、現50漁業権より2漁業権減少し、48漁業権で作成しました第8次共同の北海道における内水面漁場計画の素案になります。なお、指導機関であるさけ・ます内水面水産試験場

からも特に支障は無い旨のご意見をいただいております、引き続き指導や協力を得ながら漁場計画の策定については進めてまいりたいと考えております。次に資料4-1のあらましに戻りまして、修正箇所及び漁場図について、担当の佐藤より説明いたします。

(漁業管理課 佐藤主事)

私の方からは資料4-1を用い、共同漁業権の漁場図の修正概要を説明したのち、個別の箇所について資料4-2及び4-3を用い委員の皆様にご説明いたします。

資料4-1をご覧ください。小川の方から第8次共同漁業権では全道48漁業権となる旨説明させていただきました。このうち、新規で設定される胆振管内の倶多楽湖、区域が追加となる上川管内の朱鞠内湖等を除き、全道の16か所で漁業権区域表示などの修正があります。振興局別の修正件数の内訳については、資料4-1の右側の修正等の列に示しております。

続いて資料4-3をご覧ください。こちらには全48件の漁場図案を示しております。ページ下部に区分の番号を記載しておりますが、この番号は資料4-2の表の一番左にある「区分」列の番号と一致しております。また、資料4-3において変更・修正のある漁場図については、「漁場の位置」及び「漁場の区域」の文言について、削除するものを朱書き、追加する文言を下線で表記しており、図面では変更のある箇所を朱書きで表現しております。

まず、新規及び漁業権区域を追加する漁業権の漁場図について説明いたします。資料4-3の区分12をご覧ください。現在の胆内区第1号で先ほど小川から説明があったとおり、区画漁業権から共同漁業権に変更となるため、共同漁業権の漁場図案に図面を追加しています。なお、区画漁業権から共同漁業権へと変更されますが、漁場の区域については変更ございません。区分48をご覧ください。現在の上内共第1号になりますが、ウツナイ川本支流及びモシリウンナイ川本支流が追加となっております。

次に、主な修正・変更内容についてご説明いたします。修正・変更内容としましては大きく分けて3つあります。一つめは、河川や地名の表記を現状に合わせ修正したことです。具体例としては、区分1をご覧ください。現在の石内共1号で、石狩川及び茨戸川が漁場の区域となっております。運河と茨戸川の合流点より東側の朱書きで示されている真勲別川の区域について、従前より漁場区域であったものの、河川名称が明記されていなかったため今回追加しております。

主な修正内容の2つ目としましては、漁場境界となっている治山ダムなどの河川構造物が地図に示されていない場合や、位置を特定することが難しいものについて、緯度経度の標記を併記しております。具体例としましては区分6をご覧ください。現在の檜内共第1号で、漁場境界の位置に変更ありませんが、漁場の境界となる構造物の馬場川道営治山ダム堰堤工が山間部にあり、位置を特定することが難しいため、こちらの構造物に緯度経度を併記することとしています。この緯度経度表記については、国からの技術的助言により、海面漁業権では対応困難な事情がある場合を除き緯度経度での表記が求められてい

るところであります。内水面については、堰堤や橋梁など緯度経度表示よりも基点による表記の方がわかりやすい場合も多く、併記する方法のほか、実態に応じ柔軟に対応することとして差し支えないとされております。このため、山間部に位置する治山ダムや地図上で表記のない廃線となった鉄道の鉄道橋を漁場の境界としている箇所について、緯度経度を併記することとしました。

3つ目は漁場境界としていた治山ダムや橋梁などの河川構造物の位置や名称の変更を漁場図に反映したことです。具体例としましては区分7をご覧ください。区分7は現在の檜内共第2号ですが、こちらでは漁場の境界としていた橋梁及び谷止工の名称が変更となったため、現状に合わせた修正をしております。

続いてそれぞれの漁業権において、具体的な変更箇所について個別に説明させていただきます。資料4-3の区分1をご覧ください。現在の石内共1号については、今しがた説明したとおり真勲別川の河川名称を追加しております。

区分4をご覧ください。漁場境界となる基点の位置を示す座標を緯度経度表記に修正しております。区分6をご覧ください。先ほど説明したとおり、漁場境界となる堰堤の緯度経度を併記することとしています。区分7についても先ほど説明したとおり、漁場境界の橋梁、堰堤の名称を修正したほか、堰堤については緯度経度を併記しています。

区分8をご覧ください。こちらでは漁場境界となっている橋梁の名称を現状に合わせて修正しています。区分10をご覧ください。こちら二カ所修正しております。漁場境界の橋梁、堰堤の名称を修正するとともに、堰堤については緯度経度を併記しています。区分15をご覧ください。廃線となったJR線の鉄橋を漁場境界とするため表記の変更及び緯度経度の併記を行っています。区分23をご覧ください。こちらは漁場の位置の表記の変更です。他の漁業権の表記と合わせ、市町村名のみを標記としました。区分24をご覧ください。道路の名称が変更となったため修正を行っております。

区分25をご覧ください。漁場境界とする位置に変更ありませんが、雪裡川と幌呂川との合流点から下流の新釧路川本流までの釧路川との表記が、現状と乖離しておりますので河川名称を変更しております。区分30をご覧ください。こちらでも漁場の位置の表記の変更です。他の漁業権の表記と合わせ市町村名のみとしています。

区分33をご覧ください。既に廃線となっている旧国鉄標津線の鉄橋を漁場境界としているため、鉄橋の緯度経度を併記しています。区分34をご覧ください。区分33と同様に既に廃線となっている旧国鉄標津線の鉄橋を漁場境界としているため、緯度経度を併記しています。

区分41をご覧ください。現在の網内共第9号になります。シブノツナイ湖に流入する2つの支流について、現状では、それぞれ第一落差工を漁場境界としておりましたが、昨年漁業権者立ち合いのもと現地の確認を行ったところ、落差工を確認できませんでした。そのため漁業権者から、管理上の都合分かりやすい河川構造物である、道道238号線の橋梁である信部内橋と、信太橋を漁場の境界としたいとの要望があり、やむを得ないと考えられるため図面のとおり漁場の境界を修正しております。

区分 47 をご覧ください。こちらは漁場境界となっている橋梁の架け替えに伴う修正です。漁場境界の橋が約 1km 上流に架け替えられたため、端からの距離を修正しております。

以上が修正箇所となります。なお、以上の修正・変更点については、現地振興局と漁業権者とで現地確認を行い本漁場図の修正内容を作成しております。漁業管理課からの説明は以上となります。

(野川会長)

ただ今、漁業管理課から素案等についてご説明を申し上げました。引き続きまして、委員会に先立って行われました小委員会での協議結果について、杉若委員長から報告を申し上げます。

(杉若委員)

委員会に先立ちまして 1 時 30 分から 2 時 50 分まで小委員会の検討を行いました。資料 4-1 に示されている要望のあらまし、ここで廃止される漁業権、それから廃止される漁業については、漁業者からの要望なので特に小委員会としても取り上げてはおりません。新規の倶多楽湖の区画漁業権を共同漁業権にあげるといふ部分と、変更の一番下の朱鞠内湖の流入 2 河川を区域に追加する、とする素案については小委員会としては適当というふうに判断しております。それと資料 1 ですが、計画されている漁業権について、活用漁業権として適当かどうかを判断するにあたって、その基準の一つである漁業生産についてですが、漁獲実績がない原因は漁業者の責めによらない合理的理由によるものであると太字で示されています。この部分についての道の考え方は適当かどうかということについても議論しました。その結果、この共同漁業権の素案については、小委員会としては適当であるというふうに判断をしております。以上です。

[質疑応答]

(野川会長)

ありがとうございます。ただいま、漁業管理課から現行漁業権の活用状況や漁場計画素案の内容の説明、そして、委員会の前に開催されました小委員会の検討結果について、杉若委員長からご報告を頂きました。これから素案について協議に入って行きたいと思いますが、ボリュームが多いので、ある程度論点を整理して、ご意見を伺っていった方がいいかと思っております。

杉若委員長から説明がありましたように、小委員会でも主に三つの点について議論が行われました。一つは現行の漁業権 50 件のうち活用あるいは継続の要望もない、日高の 1 件とオホーツクの 2 件の 3 件を除いた、それ以外のものについては備考欄に書いてある合理的な理由により、継続して漁業権を認めていくということで素案ができております。その合理的理由というのが十数件ありますけれども、その理由がはたして妥当なのかどう

かというのが論点の一つです。

二つ目は朱鞠内湖の区域の拡大、これまでの区域となっていたものに加えて 2 河川を追加して一体となって管理を図って、資源管理をしていくということが有効であるという理由で要望が出ておりますけれども、その要望がはたして妥当なのかどうかというのが二つ目。

三つ目が倶多楽湖、これまで区画漁業権として認められてきておりましたけれども共同漁業権にするということで、これが妥当なのかどうか。この 3 点について、小委員会で主に議論されて、結果については、今、杉若委員長からありましたように、それぞれについて、いろいろご意見はありましたけれども、結果的には妥当だという判断で小委員会の方は結論が出ております。それらを踏まえた上で委員の皆さんに、また、意見をお伺いしていくということにしたいと思います。

まず一点目の備考欄に書かれてる合理的な理由によって継続していくということについて、そういう判断は妥当なのかどうか、この点についてご意見があればお伺いしたいと思います。

(大井委員)

教えて頂きたいのですが、倶多楽湖ですが、第二種区画漁業権から第五種共同漁業権に変更されています。当然、区画漁業権は養殖が前提だと思いますが、資料を見ますと、活用計画はなしと二種では書いていますが、五種では活用計画を設けて増殖をやるということですか。共同漁業権になると区画漁業権とどこがどう変わるのでしょうか。どちらも増殖するわけですよね。まず、どこがどう変わるのか教えてください。

(小川主査)

倶多楽湖については、今まで区画漁業権が倶多楽湖に設定され、種苗放流等を続けながら漁場の管理ですとか調査、こちらの方を実施してきておまして、漁業生産につきましては、近年、魚体の小型化という状況が調査で判明しておまして、いろいろ対策等は検討しているんですが、今現在においては養殖も、遊漁も行ってたんですが、遊漁も満足に行えない状況です。区画漁業というもので、養殖をやっている実態があるかということにつきましては、意見交換会でもご説明したとおり、あくまでも養殖というのは給餌だとか、高次の管理を行ってそれを回収するのが養殖ですが、それについて今後、行っていけるかという、漁業法が改正された中で、その考えの基に養殖として行っていくのは難しいというふうに漁業権者さんは判断しております。

共同漁業権の要件である五種として義務である増殖は、これまでも行ってきているものですし、漁場の管理、あと生産、これについても、いろいろ給餌をしたり、調査、改善を図りながら、組合員の行使漁業として、ぜひ利用していきたいという要望が上げられておまして、漁業制度上、漁業権が設定されているのは、共同と区画、これが、それぞれ変わる場合は、新規扱いとなりますので、共同としては新規漁業権の要望として道の方で

受けまして、新たな新規漁業権を設定するということを考えております。

(松村課長)

若干補足と言いますか、実際、区画漁業権というのは養殖でございます。そこで育てて出荷するという形態ではあるのですが、今、小川の方から説明があったように、実態が共同漁業権に近い形の管理を今までされてきていたということですので、今回の漁業法の改正にあたって、それは養殖なんですか、どちらかという養殖という範疇よりは共同漁業権に近い内容であるということなので、それは養殖ではなくて、共同漁業権の設定をするという整理になったということでございます。

(大井委員)

共同漁業権を設定すると、遊漁を制限しようとする遊漁規則を設けるわけですが、今、小川さんが言われたように、僕の記憶だと倶多楽湖は小型化で釣りはさせていないはずで。今後の話ですが共同漁業権を設定して遊漁に制限をかけようとする、遊漁規則を設けることになる。釣りができるような状況が出てくるのかなと思ったのですが、これは今後どうなるのでしょうか。

(小川主査)

ご指摘のとおり、これまで区画漁業権として遊漁利用を行っておりますし、今後、共同漁業権になっても遊漁規則を設けて遊漁利用、遊漁料の徴収は図っていきながら、地域振興にも繋げていきたいという組合さんの意向は聞いております。

(野川会長)

よろしいでしょうか、他に。倶多楽湖に関して何かご意見ありましたらお伺いします。無いようでございますので、残り二つの論点の中から何か、ご質問を受けたいと思います。

(大井委員)

区画漁業権の件ですが、新篠津の袋達布沼ですか、これは区画漁業権を廃止するということなのですか。ということは、今、区画漁業とどう関わるのか解りませんが、コマースでも釣りをさせていますよね、ワカサギ釣り。これは一切漁業権が無くなるということですか。特に漁業権者はどのような権利があるのか。今の釣りをさせている、遊漁をさせている状況と区画漁業権を廃止するという話、どうからむのかと思ったのですが。実際、増殖というか、ふ化事業をしていますよね。その関係も含めて教えてください。

(小川主査)

区画の漁場設定については次回の委員会で素案をお示ししてご説明することになっていますが、活用状況については、今回、ご説明させて頂いているところで、それについて

のご質問ですが、区画漁業権につきましては、資料 2 の方で合わせて 6 市町村で非活用ということになっております。養殖の生産として実績があるかということ、新法に基づいた判断の中では、このまま継続していくのは難しいという判断で、次の漁場計画では設定しない、今現在では見込みとご説明させていただきます。養殖をやっている中で、遊漁というものをどう扱っているかということについては、養殖は、そこにいる魚というのは、自分の物、所有物になりますので、それをさせる、契約上の受任という形でその料金を取っているというかたちで、今まで行ってきておられるという中で、共同漁業権については遊漁というものは、遊漁規則を設けて制限をするという、第五種の場合は、それにかかった経費分だけ遊漁者に求めることができますよという制度。その中で、市町村さん、新篠津さんも含めてなんですが、養殖は今後、難しいという中で、共同漁業権を設定できるのかということになりますと、漁業協同組合しか五種の漁業権は取得できませんので、既存の地域に漁協を設立して共同漁業権を取得して、漁業権を設定して活用していけるかということ、難しい状況と漁業権者さんも判断されて、道の方でも、そういう状況であるということ、ご指導もさせて頂いてるところです。

全道の中で、先ほど言った遊漁料という形はもちろん漁業法に基づくものでないと徴収はできませんので取ることはできないのですが、例えば、他の場所で、場所の管理として管理料ですとか、それに掛かる駐車料金とか、道具のレンタルですとか、そういったことを組み合わせて、いろいろ経費を捻出して地域振興に繋げているという、それは沢山、北海道内にもございます。そういった形での今後の検討だとか、各市町村さんそれぞれ、公用水面ですとそれぞれ河川としての管理者等もございますので、そういう関係機関と相談しながら、今後の活用を進めて行かれることと聞いておまして、そこについては道の方でも、ご相談があれば協力して、いろいろ一緒に関わらせて頂きたいと思っております。

(野川会長)

区画の素案については、次回の委員会での議案ですので、今回は共同漁業権の素案についてご意見を伺っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。それでは、もう一度、論点 1 と 2 の部分について何かご質問あれば受けたいと思います。

(小川委員)

資料の 1 の備考の合理的理由について、漁業権者の責めによらない合理的な理由については、当然、この内容になるのではございますけども、どれも河川工事関係の表現になっているんですね。河川工事ということになりますと、当然、河川管理者、国なり道なり町村なり自治体ありますけど、そうすると工事の状況に応じて資源なりがいろいろ、変わってきているのではないかと、無ければいいんですが。その他に、最近、非常に自然災害といえますか、台風とか低気圧とか、もの凄い増水になるわけでございますので、温暖化等の自然災害による河川環境への影響というの、漁業権者の責めによらない合理的な

理由になるのかなと考えますが、そのへんはどうなるのでしょうか。

(小川主査)

災害といわれるものにつきましては、短期的な生産が得られない理由として、責めによらない理由にはなるとは思いますが、あくまでも短期的、それがいつまでも自然災害によって生産できないということにはならないと考えております。温暖化ですとか高水温とかにつきましては、これは国の見解でもありますが、使えない理由にはならないと。皆さん等しく、それを受けたくて、踏まえて漁業権は設定されて使われるべきものなので、基本的には理由にならないと考えております。内水面も海も同じと考えております。

(斎藤委員)

朱鞠内湖の漁業権についてですが、流入河川が広範囲に入っていますが、共同漁業権の中では増殖とかも入っていますが、流入河川でも増殖場とかによって、増殖をされるということなんですか。湖内だけでなく河川内でもそういった増殖を行うのでしょうか。

(小川主査)

朱鞠内漁協さんの今回追加する 2 河川におかれましては、漁業権が設定されていないんですが、組合なり、地域の活動として増殖、資源の増加につながるような活動をこれまでもなされている。これからも継続して行っていくというふうに聞いております。

(斎藤委員)

河川環境を良くして資源を増加させるようなことなのか、それとも、資源自体、魚を加入していくのでしょうか。

(小川主査)

増殖というものは放流が全てではないので、放流をしないから増殖ではないということもありませんし、いろいろな手法、産卵床を整備するとか、行き来ができるような環境を作るとか、そういったこともありますので、そういった資源が増加するための取り組みを、その 2 河川でも行われていると聞いております。

(野川会長)

他にございませんでしょうか。

(鈴木委員)

朱鞠内湖ですが、今、かさ上げ工事か何かをされると聞いたのですが、それによっては河川環境が変わるのでしょうか。

(中野委員)

朱鞠内湖、今、北海道電力さんが管理をしていますが、今年9月から国交省に移行することになって、国が管理するようになるんです。ダムの嵩上げを前提として、資源調査、国が事業を行うものですから、ものすごい勢いで魚類調査をやってまして、朱鞠内湖の方ではないのですが、ウツナイ湖のダム湖、雨竜第2ダムの方で堤を上げるという工事で。魚の影響については、ワカサギは産卵場の減少がちょっとあるかなということには向こうには伝えていて、現場サイドでは、環境省と3ヶ月に一回くらいは会議で話をしている状況です。

(野川会長)

他にございませんでしょうか。小委員会でのどのような意見が出たか、少し紹介した方がいいかなと思いますので、委員長の方から、こんな意見がありましたということを紹介したいと思います。

(杉若委員)

少し戻りますが倶多楽湖に関しては、どうして区画から共同漁業権にあげなければならないのかという質問が出ておりました。区画漁業権というのは、ごく小規模な溜め池、あるいは大規模な水面における一定区間区切った網生け簀等によって養殖されるのが区画漁業権なんです。倶多楽湖のように北海道では一般の湖沼に区画漁業権が与えられたんです。これは北海道だけなんです。地域振興の面も含めて、その湖全体を養殖場として取り扱いましょと、ということで区画漁業権があったんですね。ただ、漁業法の改正によって、それはだめですよということになったんで。地方自治体が漁業権者だったところが多いんです、地域振興という兼ね合いで。それがだめになりました。次回、区画漁業権の素案が出てくると思いますが、あちこちの湖が区画漁業権を継続できない、といって共同漁業権にももっていけない。漁業者がいないとだめですから。例えば新篠津の袋達布もそうなんです。新篠津村が漁業権を持っていたのですが、共同漁業権に格上げできないということで、なくなると区画漁業権を手放すという経緯があるんですね。

朱鞠内については、増殖義務、これが積極的増殖手法と消極的なものに分かれるんです。そのあたりの論議もされておりました。斎藤委員からの先ほどの質問、漁業権区域の中であれば、どこで増殖行為をしてもかまいません。二河川増えたからと言って、必ずしも、その河川で増殖努力をしなければならないかということ、そうではないんです。ただ、その地区に含まれる漁業権魚種によって、例えばワカサギであれば湖内あるいは流入河川の河口部近くで増殖行為をするのですが、遡可性魚類の場合は河川の上の方でやらなければ。朱鞠内のこの場合は、これから追加しようとする河川で資源が増えているということで、遊漁対策も含めて漁業権区域に追加しようということですが、当然、遡可性魚類ですから、この二河川でも増殖努力はされるということになります。倶多楽湖と朱鞠内湖につきましては、そのような議論がありました。

それから、合理的理由、さまざまな理由があると思います。例えばシシャモの場合、洪水が出て産卵床が無くなれば、回復するのにしばらくかかりますので、そういうことも十分、資源減少の原因と考えられると思います。これから増殖努力が、人工ふ化放流や天然産卵もさせたり、産卵床も整備したりして、資源が増える場合のことは見越して漁業権を継続していかなければならない。漁業権を設定して資源の乱獲も抑えなければならぬという理由が。胆振日高、釧路十勝の河川についても、シシャモの資源を守るという上では、漁獲はやっていないけど、きちんと漁業権を設定して資源を保護していくということもあるんだということをご理解して頂きたい。

(野川会長)

ただいま、小委員会で出た意見をまとめて委員長の方からご報告させて頂きました。時間も時間なので、是非聞いておきたいということがあれば、もう一、二問質問受けたいと思いますが、どなたかございますか。

(野川会長)

無ければ、小委員会で出された意見と委員会での意見を踏まえて、漁業管理課の方で最終案を作成して頂いて、次回の委員会において、皆様にお示しして協議を進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声あり〉

(松村課長)

一点だけ、今、今日は共同漁業権の素案ということで、区画、養殖の方は次回ということで、会長の方からも、委員長の方からもありました。先ほど、杉若委員長の方から、湖全体が区画は法律で禁止になってできなくなったから共同という話があったのですが、そうではなくて、その内容については、次回、区画の時に、区画漁業権の考え方も含めて、再度、ご説明させて頂きたいということで、よろしくをお願いします。

(野川会長)

そういうことをございますので、次回、区画漁業権の考え方について、漁業管理課の方からご説明するということですので、そのようにご理解をお願いします。戻りますけども皆さんご賛同頂きましたので、今回頂いた意見を踏まえて、次回の委員会において最終案をお示しして、協議を行っていききたいと思います。それでは、協議の方はこれで終わりますして、次の議題の報告事項の方に入って行きたいと思います。「共同漁業権及び区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」、漁業管理課から内容説明をお願いします。

〔漁業管理課説明〕

(漁業管理課 小川主査)

報告事項の共同漁業権及び区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告について説明します。資料番号は7-1になります。漁業法第90条第1項に基づき、漁業権者は漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用状況について知事に報告しなければならないことになっております。また、漁業法第90条第2項の規定及び法施行規則第28条第3項により、報告を受けた知事は、報告に係る意見を付して、1年に1回以上内水面漁場管理委員会に報告することになっております。さらに、漁業法91条では漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こす、合理的理由がないにも関わらず漁場の一部を利用していない、などに該当する状態にあると認める時は、知事は漁業権者に対して、指導、勧告を行うこととなり、その際、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならないこととなっております。

今回、内水面における共同漁業権者及び区画漁業権者から令和3年における漁期の資源管理の状況等の報告をとりまとめ致しましたので、内水面漁場管理委員会に報告致します。内容については、先ほど協議事項で説明した漁業権活用状況と重複しますので、ここでは簡単に説明致します。資料7-2は知事から内水面漁場管理委員会会長への通知文、資料7-3は根拠法令を添付しております。

次に、資料7-4をご覧ください。これは、漁業権者からの報告を一覧表に取りまとめたものです。まず、一覧表の構成についてです。表の左側から 振興局、漁業権者、漁業権番号、漁場の位置及び区域、漁業種類、漁業の名称、対象期間、資源管理の取組状況、増殖の取組状況、漁場の活用状況となっております。このうち、一覧表の右から3つ目、資源管理の取組状況は漁業関係法令を遵守している、適切な資源管理を実施しているかなどで判断しております。一覧表の右から2つ目について、増殖の取組状況は第五種共同漁業権は増殖義務があることから、増殖実績で判断しています。一覧表の一番右、漁場の活用状況は漁場や操業期間を有効に活用しているかで判断をしております。なお、今回、適切で有効と認められている場合で合理的な理由が無い場合は、手続きに沿った指導等について委員会のご意見を伺うところですが、今回につきましては漁業権切替事務の中で直近の令和4年度の状況を既に確認しておりますし、今日、ご報告させて頂いたところです。これらを総合的に判断し、今回は手続きに沿った指導ではなく、口頭による漁業権者への指導もしておりますので、法に基づいた指導等につきましては、新法に則って漁業権が策定された以降、これについては、ご説明させて頂いたように毎年、この報告、確認、指導等というのが必要になっておりますので、そのサイクルを実施していきたいと考えております。説明については以上となります。

〔質疑応答〕

(野川会長)

ただいまの説明について、何かご質問等ございましたら発言をお願いしたいと思います。

(中野委員)

資料7-4の朱鞠内湖のところですが、資源管理の取組状況、増殖の取組状況、漁場の活用状況について、適切に認められないとありますが、間違っているのではないのでしょうか。

(小川主査)

朱鞠内漁協さんもそうなんですが、R3年度の結果をもってなので、朱鞠内漁協さんはR4年度は実績を報告して頂いていると思いますが、R3は実績が無いので、3年度でいきますと適切に認められないと判断されます。間違いではありません。

(野川会長)

ほかにございますでしょうか。無いようでございますので、報告事項はこれで終えたいと思います。それでは、次の、その他ということで、遊漁規則の関係です。

〔漁業管理課説明〕

(漁業管理課 小川主査)

それでは、その他としまして、遊漁規則の策定について説明させていただきます。資料の方は6になりますのでご覧下さい。漁業権者が遊漁規則を策定するに当たっての留意事項と規則例について定めましたので情報提供致します。遊漁規則とは、資料6-1になりますが、漁業権者が第五種共同漁業権区域内で行われる遊漁について制限を加える場合に必要となっています。漁業法第170条第1項では、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域において、組合員以外の者のする水産動物の採捕について制限をしようとする時は、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないと規定しております。

そして、漁業法第170条第4項では、認可の申請があったときは、都道府県知事は内水面漁場管理委員会の意見を聞かなければならないと規定しております。また、認可にあたっては、遊漁を不当に制限するものではない、遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動物の増殖及び漁場の管理に要する額に比べ妥当なものかを確認した上で認可し、認可した際には、遊漁規則の内容等を公示することになります。

次に、資料6-2をご覧下さい。遊漁規則策定に係るスケジュールについてです。1月6日付けで遊漁規則の策定の通知を各振興局に発出してしております。今後、漁業権者が作成した遊漁規則案については、道庁と振興局で各漁業権者に対してヒアリングを実施しながら、遊漁規則の内容を確認してまいります。その後、漁業権者は、組合の総会での議決など内部決定を行った後、7月上旬頃、免許申請と合わせて遊漁規則の認可申請を行い、

道からは、7月下旬の内水面漁場管理委員会に諮問を予定しております。少し先となりますが、その際は、ご審議のほど、よろしくお願いします。

最後に、資料6-1の裏面をご覧ください。漁業権者が遊漁規則の策定を行うにあたり、具体的な考え方を示した留意事項、遊漁規則例、遊漁料算定基準を令和5年1月6日付けで各振興局に通知しております。これまでとの主な変更点につきましては、2ページ目の下段にも記載しているとおりで、漁業法改正による条項修正、国の通知に基づく文言修正、オンラインシステムやwebサイトを持つ漁業権者が増えていることに対応した文言修正等となっております。今回の資料では、資料6-3と資料6-4として添付しておりますので、後ほどお目通し願います。説明は以上で終わらせて頂きます。

〔質疑応答〕

(野川会長)

ただいま情報提供ということで、漁業管理課から遊漁規則の関係について説明がございました。7月下旬の委員会あたりに遊漁規則について諮問されるということで、委員会の方に意見が聴かれる機会がございます。ただいまの遊漁規則の情報提供の内容について何か。

(大井委員)

資料6-1の2ページ目、変更点ですが、尾数の制限を追加というふうに書いています。今までは尾数は書いていないわけですね。これは資源保護という意味合いですか。もう一点は、尾数制限の追加、それぞれ遊漁規則を設定したところから出てくると思いますが、具体的に尾数制限の指導、何匹とか、そういう指導を道庁はどういうふうに考えているのか知りたいです。例えば尾数制限ですから、1日に3匹とか、1匹とか。または最大10匹とか15匹とかあるのかもしれませんが、その尾数制限はそれぞれに違いがあるのかもしれませんが、基本的にどういう指導をされるのか聴きたいです。2点よろしくお願いします。

(小川主査)

今回、尾数の制限を追加ということですが、これについては国の規則例に基づいたもので、全国都道府県に対して規則例が通知されており、それに基づいた変更です。国の説明でいきますと、今回、漁業法改正の中では資源管理というものが主眼でありますので、その辺で状況に応じて、漁業権者も尾数制限というものを新たに盛り込むよう、あくまでもこれは例ですので、これを盛り込むかどうかは、各漁業権者さんの判断になってくるかと思えます。それに対して道の指導がどういう感じなのかということについてですが、あくまでも遊漁の規制というのは、不当に規制するものであってはならないということで、各漁業権者さんが決定した尾数というのが、いろいろ状況を踏まえて過度なものになっていないかは、もちろん指導していくことになるかと思えます。

(野川会長)

よろしいでしょうか。

(佐々木委員)

今の質問に関連してですが、第 8 条尾数の制限というのは各漁業権者の任意の考えで設定できるという、例えば、入れなくてもいいということなのでしょうか。

(小川主査)

はい、そのように解釈して頂ければと思います。

(佐々木委員)

あと、尾数の制限ですが、例えばワカサギの遊漁であれば、1日当たりのキロ数ですとか、キロ数を上限として設定するのは可能なのでしょうか。

(小川主査)

それについても、先ほど説明しました過度な制限になっていなければ可能かと思いません。

(野川会長)

ほかにございますでしょうか。無いようでございますので、今回の情報提供の遊漁規則の関係については、これで終わりにしたいと思います。その他ということで、事務局から何かありますか。

(事務局)

事務局から委員会のスケジュールについてご説明致します。次回の第 11 回委員会でございますが、12月に事前のご案内をさせて頂いておりますが、2月6日に次回第 11 回委員会を開催致しますのでよろしくお願い致します。正式通知につきましては近日中に送付させて頂きます。3月は下旬を想定しておりますが、その日程調整につきましては、次回 2 月 6 日の委員会の際に、また用紙をお配りして皆様のご都合を教えて頂きたいと考えております。よろしくお願い致します。以上でございます。

(会 長)

次回が 2 月 6 日、3 月は下旬ということで次回に日程調整をしますという事務局からのお話でした。事務局で用意した案件は以上のございます。委員の皆様から何か特段ございますでしょうか。無いようでございます。これで、本日の委員会を終了させて頂きます。どうもご苦労様でした。